

教えて！米子城 スペシャルシンポジウム

隠れたる名城

米子城

—その価値と魅力に迫る—



シンポジウム資料



平成28年1月23日(土)

主催：米子市・米子市教育委員会
共催：一般財団法人米子市文化財団

ごあいさつ

教えて！米子城スペシャルシンポジウム「隠れたる名城・米子城～その価値と魅力に迫る～」にご来場いただきまして、誠にありがとうございます。

今回テーマとなっています米子城跡は、中世末期から近世における米子の歴史を物語る上で重要な史跡の一つであり、平成18年に国史跡として指定を受けたものです。

また、本市の中心市街地の歴史的・景観的ランドマークでもあり、市街地に残された貴重な自然と緑のスポットとして、多くの市民をはじめ、本市を訪れる人々にも親しまれています。

本市では、この貴重な国民的財産、そして郷土が誇るべき歴史遺産である米子城跡を文化財として適切に保存し、次の世代へ引き継ぐとともに、活用を図っていくことは大きな意義があるものと考えており、現在、その整備に向けて、保存活用計画策定のための測量や調査、米子城に関する情報発信等のソフト事業に取り組んでいるところです。

こうした中、市民をはじめ多くの方々に、米子城について広く知っていただきたいという思いから、今回のシンポジウムを開催いたしました。

本日も来場の皆様方には、シンポジウムを通じて、米子城やその城下町の価値や魅力等について知っていただき、将来にわたって長く守り活かしていくことの意義について理解を深めていただければ幸いです。

最後になりましたが、ご講演をいただきます先生方をはじめ、今回のシンポジウムの開催にあたりご協力をいただきました多くの方々に心から感謝を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

米子市長 野坂 康夫

開 催 要 綱

期 日 平成28年1月23日（土）

場 所 米子市公会堂

主 催 米子市・米子市教育委員会 共 催 一般財団法人米子市文化財団

日 程 第1部 13:00～15:00

● 基調講演1「史跡整備と活用について -米子城跡を活かす-

佐藤正知氏（文化庁主任文化財調査官〔史跡部門〕）

● 基調講演2「米子城のここがすごい！-史跡を活かしたまちづくり-

中井 均氏（滋賀県立大学教授）

第2部 15:00～16:00

● パネルディスカッション「隠れたる名城 米子城 -その価値と魅力に迫る-

佐藤正知氏

中井 均氏

金澤雄記氏（米子工業高等専門学校建築学科助教）

国田俊雄氏（米子市立山陰歴史館館長）

コーディネーター：中原 斉氏（鳥取県埋蔵文化財センター所長）

目 次

史跡整備と活用について - 米子城跡を活かす -	佐藤正知 (4)
米子城のここがすごい! - 史跡を活かしたまちづくり -	中井 均 (20)
米子の町の構造	国田俊雄 (25)
米子城・米子町関連年表	(27)
かるちゃんのちょこっとお城の用語解説	(29)
関連資料	(31)

登壇者のプロフィール

佐藤 正知：文化庁記念物課主任文化財調査官

昭和32(1957)年 岩手県奥州市生まれ。静岡大学教育学部修士課程終了。

静岡県教育委員会文化課指導主事、静岡県立静岡東高校教諭を経て、平成18(2006)年 文化庁記念物課文化財調査官。平成20(2008)年より文化庁記念物課主任文化財調査官。

中井 均：滋賀県立大学 人間文化学部地域文化学科 教授

昭和30(1955)年大阪府生まれ。龍谷大学文学部史学科卒業。

財団法人滋賀県文化財保護協会を経て、米原町教育委員会勤務。

平成20(2008)年に米原市教育委員会を退職。NPO法人城郭遺産による街づくり協議会理事長として、全国のまちづくりにも関わる。長浜市長浜城歴史博物館 館長、滋賀県立大学 人間文化学部 地域文化学科 准教授を歴任。

金澤 雄記：国立米子高等工業専門学校助教 博士(工学)

昭和54(1979)年 広島市生まれ。広島大学大学院修士課程、東京大学大学院博士課程修了。長野県飯田市歴史研究所研究員を経て、平成25年より米子高専。

国田 俊雄：山陰歴史館館長

昭和11(1936)年米子市生まれ、島根大学卒業

鳥取県内の中学校社会科教諭、米子市立東山中学校校長を歴任。定年退職後、鳥取県教育文化財団調査室岸本調査事務所長。平成23年度より山陰歴史館館長。

伯耆文化研究会会長(平成25年度～)

中原 斉：鳥取県埋蔵文化財センター 所長

昭和34(1959)年生まれ、國學院大學文学部史学科(考古学専攻)卒業

鳥取県教育委員会文化課文化財主事、鳥取県教育委員会文化財課歴史遺産室長、鳥取県立むきばんだ史跡公園所長を歴任。

基調講演 1

平成 28 年 1 月 23 日 (土) / 米子市公会堂

史跡整備と活用について (米子城跡を活かす)

文化庁記念物課主任文化財調査官 佐藤 正 知

1. 史跡としての米子城跡

1) 文化財の種類

有形文化財 (建造物、美術工芸品)、無形文化財 (演劇、音楽等)、民俗文化財、**記念物 (遺跡、名勝地、動植物、地質鉱物)**、文化的景観、伝統的建造物群

2) 史跡の種類

平成 28 年 1 月 1 日現在

分類 (*)	時代					計
	原始	古代	中世	近世	近代	
1 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡 [先(原)史]	663 (14)	14	3			680 (14)
2 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡 [政治]	1	100 (9)	179 (1)	103 (9)	5	388 (19)
3 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡 [宗教]		221 (14)	54	15		290 (14)
4 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡 [教育]		1	1	20 (3)	3	25 (3)
5 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡 [社会]			3	4		7
6 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡 [産業]	13	43	28	90 (2)	20	194 (2)
7 墳墓及び碑		10 (3)	11	55	1	77 (3)
8 旧宅、園地その他特に由緒のある地域の類		6	19 (2)	57 (4)		82 (6)
9 外国及び外国人に関する遺跡 [外交]				7	2	9
合 計	677 (14)	395 (26)	298 (3)	351 (18)	31	1752 (61)

* 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

3) 鳥取県内における中世・近世の城跡

① 鳥取県教育委員会による中世城館分布調査の実施 (1999 年度～) 『鳥取県中世城館分布調査報告書』第 1 集 (因幡編) 2002 年、第 2 集 (伯耆編) 2004 年 → **約 500 箇所の城跡**

→ 平成 16 年 (2004) に史跡指定に向けた検討を実施

② 法律による保護と条例による保護

「史跡名勝天然記念物保存法」(大正 8 年) から「文化財保護法」(昭和 25 年) へ

史跡とは・・・「わが国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの」

〈国史跡〉 鳥取城跡附太閤ヶ平（昭和 32 年 12 月 18 日指定）＊
 米子城跡（平成 18 年 1 月 26 日指定）＊
 若桜鬼ヶ城跡（平成 20 年 3 月 28 日指定）
 〈県史跡〉 天神山城跡（鳥取市）
 二上山城跡（岩美町）
 羽衣石城跡（湯梨浜町）

4) 米子城跡の史跡指定の理由 資料 1

- ・文献・絵図史料が良好に伝えられ、城郭の構造をよく知ることができる（水堀・本丸・内膳丸・二の丸（政庁）・三の丸・飯山・深浦郭）。
- ・城郭建物は取り壊されたが、天守台等の礎石がそのまま残されている。
- ・室町時代の砦から始まる平山城跡で、戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭。
- ・山稜部の縄張り、石垣、枅形等の遺構も良好に遺存している。
- ・今回は条件の整った本丸跡、内膳丸跡、二の丸跡を史跡に指定し、保護を図るものである。

近世城郭は地域を代表（象徴）する存在であるが、その保護は決して容易なものではない。説明が述べているように、三の丸は「水堀も埋められ、市街化が進んでいる」が、米子城は絵図史料から明白のように、三の丸までの範囲から成り立っていた。説明は、「飯山の南東麓の入り江から湊山北側の中海まで水堀を巡らしていた」ことを城郭の構造を論じる箇所の最初でふれている。

文化財保護法は第 2 条で文化財を定義し、第 3 条で「政府及び地方公共団体の任務」を述べ、第 4 条で「国民、所有者等の心構」を述べている。

第 1 条は、この法律の目的として、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資する」と宣言している。

法第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

2. 米子城跡のすばらしさ

1) 眺望・景観

① パノラマ景観 資料 2

② シークエンス景観

視点の移動に伴って景観が移り変わる（移動景）。登城路を上ると、石垣の見え方が変わる。山麓を巡れば山容が変化する。海上を移動する船上からの眺めはどのようなものだろう。

2) 植生の問題（遺跡がどのように守られてきたか） 資料 3

『米子みやげ』によれば、維新後、巨樹老木が伐られ、「濯々たる禿山」となった。坂口平兵衛氏は「旧観に復せんとし全山に松樅杉檜等の苗を植付け之れが培養に留意」としたという。田中景瑩はそのことを紹介するとともに、それに続けて「後世たとへ変遷する事ありとも坂口氏の志

を継ぎ数百年の後再び鬱蒼たる美山と為し、戦国時代の石垣尚依然として山上に存せば、米子市に一層の美観を添ふるに至るべし」と述べている。

→近世城郭と樹木との関係について、調査研究を深める必要がある。絵図には松が多数描かれている。近代の再生事業についてもさらに調査し（近代の歴史も重要）、眺望・景観の観点、災害対策、遺構保全の観点等から適切な植生の管理を行っていく必要がある。

残念ながら現在の状態は「美山」とはかけ離れているのではないかな。

3. 史跡の整備

1) 「史跡整備をして活用を図る」という考えは正しいであろうか。

・そもそも史跡整備をしなければ活用は図れないのであろうか。
・史跡整備を「目的」と考えがちであるが、史跡の価値を伝える「手段」「方法」と考えるべきではないか。そう考えることで「活用」の幅は広がることになる。活用があって史跡整備がある、と順番を逆にしてみる必要もある。

2) 史跡の価値をどのようにして伝えるか。

・城郭の構造

平山城であることや城郭と武家地（武家屋敷地、チョウ）を堀が画していることを顕在化させること（三の丸が重要）。

三の丸の絵図を読む。→三の丸は城郭の一部であった。であるから、三の丸だけを取り出してその重要性を云々することは、議論を間違った方向に導く可能性がある。そのことに留意しつつ、絵図を読むと・・・資料4・資料5-1～6

さらに言えば、城下町の構造をどのようにして説明していくかの工夫も必要。

・城郭の変遷

中世から近世への変遷をどのようにたどり、伝えていくか。

石垣の詳細調査、発掘調査等による解明。飯山の位置づけ等を深めていく必要がある。登城路の変遷を跡付けることができるかもしれない。

・荒尾氏による自分手政治が展開した場所であること。

鳥取藩政の独自性を伝えるとともに、鳥取城下に次いで繁栄した米子町方の存在を示す必要がある。執政の場所である二の丸が重要。→史跡は遺構と遺物からのみなるのではない。古文書や絵図等を含めた全体によって「わが国の歴史」が理解できるのである。

・武士の日常

注目すべきは、米子城御天守奉行の「御役心覚帳」や米子組士の「御城番覚書」が残されていること。米子城でどのような登城勤務がなされていたのかがわかることである。具体的な武士の動きを語る史料として貴重。

・シークエンス景観とパノラマ景観

2で述べたように、米子城の最大の魅力である。「魅力」として言及してきたが、米子城の城跡としての本質に関わるものかもしれない。

・遺構表示や立体復元等

地上遺構としての石垣からどのようなことがわかるか。地下遺構の表示や立体復元等、説明の多様な媒体のひとつとして研究を推進。

・米子城のもつ総合性

米子城の研究、そしてそれにもとづく価値の伝達は、米子市の形成過程や西伯耆地域の歴史に直接つながっている。深く掘れば、泉がこんこんと湧くようなもの。

3) 市民の憩いの場とする。

4) 城から城下への動線の形成（城下町の魅力は？）

4. 文化財保護の現在

1) 国の史跡も地域の文化財でなければならない。

2) 史跡をまちづくり（地域づくり）の核として位置付ける。

- ・教育委員会の枠を越えた取り組みの必要性

3) ひとづくりの重要性。

4) 計画策定段階から市民が参画。史跡整備への参加。

- ・先進地は調査の段階から市民が参加

5) 風景やたたずまいの重視。

- ・「歴史的環境」とは、歴史を感じさせる雰囲気や佇まいのこと。

- ・私たちを取り巻く環境は、ほとんどすべて歴史的な環境である。私たちは、何かをつくり、何かを捨て、何かを残してきたのだが、そのすべてが集積、重層して現在がある。

- ・歴史を知ること、すなわち地域の成り立ちを自然も文化も含めて総合的に理解することである。

高田健一「歴史的環境とは何か」『私たちを取り巻く歴史的環境—鳥取大学と鳥取県の合同シンポジウムの記録—』鳥取大学地域学部地域環境学科、2008年

6) さまざまな文化財を結びつける（文化財の総合的把握）。

「文化財はそれが置かれた環境の中で、人々の営為とかかわりながら伝統的な意義と価値を形成してきたものであり、本来その歴史や風土のもとで相互につながっているという側面も有している」（『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』平成19年10月30日）

→地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（いわゆる「歴史まちづくり法」）が平成20年に公布・施行（近県では松江市・津和野町（島根県）、津山市・高梁市（岡山県）、尾道市・竹原市（広島県）、萩市（山口県）の歴史的風致維持向上計画が認定されている）

5. いくつかの提案

1) 子どもたちの声のする城跡に

- ・自然や歴史の学習→城と城下町、城あるき・町あるき（絵図を持って歩く）
- ・眺望

2) 季節ごとの魅力をみつけて発信

- ・月見
- ・花見
- ・餅つき・・・異世代の人たちでいっしょにやれること
- ・イベント・物販

3) 名物・名所づくり

4) 先進事例

*植生マップづくりから名所（自生植物の名所）づくり・眺望の名所づくり・除間伐による里山の復活・野鍛冶体験・乗馬体験
河後森城跡（愛媛県松野町）

*戦国祭り（芸能発表〈大正琴・詩吟・謡曲・舞踏・意見発表〉・ウォークラリー〈子供武者の松ぼっくり攻撃〉・武者行列・獅子舞・野点席〈増山城まんじゅう〉・戦国鍋・弓矢や組みひもの体験・農産物販売）、城攻め
増山城跡（富山県砺波市）

*上記2例は中世の山城。近世城郭では各種祭典が行われている。祭典をどこでやるか。

6. 最後に

伯 耆 国

伯耆の国の風俗、すべて半実半虚と知るべきなり。三日善を勤めて、三日悪を習ふの風儀なり。譬へば賢き人に交はるときんば、その氣忽然として実に従ひ、またその人を離れて三日親しまざるときんば、本性に還りて悪心を発して、心の赴くところに従ひて、不道なりと知りながら、而も行ひ不義と見てもこれに与し、一生迷闇の地にありて、定まる心終にこれ無き風儀なり。

されば今の世、下劣の言葉に、物の執行に進んで怠りやすき者を三日僧といふこと、この国の風儀より始まるとなり。知りて勤めず、勤めて怠るは大いに勇気の不足するところなり。

一鳥取県の西部。伯州。二虚偽(うそ)と真実(まこと)が半分ずつある。「虚実相半ばす」(新)。三道理に合わないこと。無道とも。四「迷闇」は仏語、迷いの闇。物事に執着して苦しむ人々の迷妄をくちやみにたとえたもの。五底本以外の四本、皆「風俗」に作る。六ここは下賤の者。世俗に同じ。「下賤の諺に」(新)。七ここは政治の実務をとり行う意ではなく、いわゆる「修行」の意が。底本のみ「修行」に作る。「僧」は、もと「ぼしし」(ぼし肉)の意であるが、「修」(おさめととのえる意)と音が通じて、後世、混用する。八三日坊・三日坊主に同じく、あきやすく、何をしても長続きしないのをあざけていう語。